

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月6日 16選 細則 第2号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(意向調査に係る公示)</p> <p>第3条 規程第6条第1項に定める意向調査実施に係る学内への公示は、別紙様式5により意向調査実施日の10日前までに行うものとする。</p> <p>2 規程第6条第2項に定める意向調査結果の公表は、別紙様式6により意向調査実施日の翌日(翌日が国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程に定める休日(工学部附属繊維博物館の業務に従事する職員の休日を除く。))の場合は、当該休日の最終日の翌日とする。)を行うものとする。</p> <p>第4条～第18条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別紙様式1～13 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(意向調査に係る公示)</p> <p>第3条 規程第6条第1項に定める意向調査実施に係る学内への公示は、別紙様式5により意向調査実施日の10日前までに行うものとする。</p> <p>2 規程第6条第2項に定める意向調査結果の公表は、別紙様式6により意向調査実施日の翌日(翌日が国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程に定める休日(科学博物館の業務に従事する職員の休日を除く。))の場合は、当該休日の最終日の翌日とする。)を行うものとする。</p> <p>第4条～第18条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別紙様式1～13 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20細則第4号)

この細則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。